

第12回研究会における意見について

令和5年6月30日

一般社団法人日本メンタルヘルスパイアサポート専門員研修機構

理事 櫻田 なつみ

第12回研究会において、今回議論されるであろう事項について意見を述べさせていただきます。

1,成年後見等の終了事由等について

成年後見等を終了する時の要因として様々な事柄が考えられると思いますが、基本的には終了ではなく使いたい時にすぐに再開ができる休止とできるような仕組みが必要なのではないか、と考えます。

判断能力の回復についてや意思の表出の仕方、方法については、同じ状態や方法がずっと続いていく、ということは考えにくく変化していくものだと思います。以前は成年後見等を利用していたが今はそこまで必要としていない、けど何かあった時のためにすぐ利用したい、ということもあるのではないのでしょうか。生活をしていく中で、体調の波などによって自分では判断ができない時があり、判断ができる時に比べると「これで本当に良かったのか」と不安になったりすることもあります。特に契約関係や財産管理のことなどについては、判断したくてもできないことが多いのではないかと、思います。そういった時に以前利用していた成年後見等が利用できるような仕組みがあると、安心にもつながるのではないかと考えます。

また、有効期間については事案ごとに設定できるといいのではないかと、考えます。事案ごとに利用したい期間は違うと思います。「この事案はこの期間しか使えません」というよりは、同じ事案でも人によって柔軟に期間が定められるといいのではないかと、考えます。

2,類型論について

これまでも一元的制度なのか多元的制度なのかについて議論がされてきましたが、どちらにしろ制度を利用する方がわかりやすく、なおかつ利用しやすいような類型になることを望みます。どちらもメリット、デメリットがありここで議論が終わることはないことだとは思いますが、一番に考えるべきは利用する方にとってより良い生活が継続できるような制度や類型であること、そして利用することで自分のことを助けてくれる制度であってほしいと思います。皆様ご承知のことかと思いますが、改めてそのことを念頭に置いていただけると幸いです。

3,行為能力の制限について

現行の成年後見制度を踏まえた上で考えてみると、必要な時に必要な範囲で制限をかけることも念頭に置いて議論を進めていく必要があると考えます。ただ、そうすることで生じる手続きや時間の経過（時間がかかってしまうなど）についても、考えていかななくてはならないと思います。制限を全くなくしてしまうことも考えてみたのですが、自分が良いと思って行った行為が後々自分自身を苦しめることになるかもしれない、そうすると後々後悔が残ってしまうこともあり、自分のことを助けてくれる人がストップ

をかけてくれたり自分が行った行為に関して取り消すことを手伝ってくれることも、必要なのではないかと、と思いました。制限をかけることを全て良しとしているわけではなく、「必要な時に必要な範囲で」ということを強く主張します。この議論を進めていく中で、慎重に進めていただきたいとも思います。障害者権利条約との関係についても考えていく必要がありますが、制限をかけること、又は制限を撤廃すること、どちらも生じるリスクやメリットを考え吟味した上で、より良い生活が継続できる方向に向かっていくことを望みます。

4,最後に

現在まで 11 回の研究会で様々な議論を展開してきていますが、忘れてはならないことは「その人がその人らしい生活を送るためには、どうしたらいいのか」という視点だと思います。私自身、生活していく中で困ることや判断に悩むことも多々あります。体調の波や症状が出てしまうこともあります。その中でも自分なりの生活ができるように、周りの方々に助けをもらいながら生活をしています。自分なりの生活ができるように、自分のことを助けてもらえる制度があることはとても心強いです。成年後見制度が、その人らしい生活ができるような制度になっていくことを望みます。

以上